

別紙4_連携要件

1 連携における留意事項

- (1) 「別紙1_機能要件」の連携に係る要件についても連携要件として加味し、対応すること。
- (2) 「別紙1_機能要件」と「別紙4_連携要件」で重複する内容については、「別紙1_機能要件」の要求事項を基に、「別紙4_連携要件」の連携先、連携タイミング等を加味し、仕様検討を行うこと。
- (3) その他、本システムの特性により必要となるデータ連携も対象に含めること。
- (4) 新システムが備えるべき他システムとのデータ連携要件は、下記のとおりである。

2 本市内他システムとの連携

本システムは、インフラ共通基盤外に構築するが、以下のような本市別システムとの連携を行うもの。

連携先	情報等	方向	方法	頻度	連携理由
住民記録システム	住民情報	受信	業務共通基盤システム等を利用して抽出したデータを本システムに取り込み、本システム中の登録データと相違がないか照合を行う	原則2ヶ月に1回	本システムの登録データと住民情報(特に常住人口(世帯人数))に相違がないか確認する必要があるため

- (1) 本市の業務共通基盤システム等から、必要な「住民情報データ」を抽出(データ抽出を行うために必要なシステムは別途構築を行うか、本市の既存システムから抽出したデータを使用予定、どちらの場合も本契約の対象範囲外)し、USB等にてデータ收受(收受作業は、福岡市環境局収集管理課職員が実施想定)のうち、「本システムの登録データ(別紙1_機能要件_1.1.2. 住民情報(照合用)データ出力 参照)」との照合を行うこと。
- (2) 本システムにて調達する特定の端末(福岡市に設置する1台のみ)に、Microsoft Access等で作成した照合メニューを新規作成し、「世帯番号」を基に、「住民情報データ」と「本システムの登録データ」について照合作業を行う。
- (3) 「住民情報データ」と「本システムの登録データ」を上記特定の端末へデータコピーする作業、照合メニューを起動する作業については、福岡市環境局収集管理課職員が実施する想定である。また、作業に必要な簡易マニュアルについても作成を行うこと。
- (4) 照合作業の結果、「常住人口(世帯人数)」に相違があったものについて、帳票またはデータを出力可能な機能を有すること。なお、相違があったもので、「本システムの登録データ」を変更する必要がある場合は、福岡市環境局収集管理課職員が内容確認を行い、修正することを想定している。
- (5) 特に「世帯番号」については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の影響に伴い、令和6年度以降に、既存データの桁数等の変更が予定されているため、変更後も使用できるものとして、照合メニューを作成すること。
- (6) 照合メニュー(システム)を新規作成する端末については、照合作業に伴う負荷に十分耐えられる性能のものを調達すること。
- (7) なお、本連携について、本市と協議のうえ本市が認めた場合は、代替手段での方法を許容する。

3 外部システムとの連携

本システムは、以下のような外部システムとの連携を行う予定である。

連携先	情報等	方向	方法	頻度	連携理由
口座振替業務 受託会社	口座振替データ (全国銀行協会連合会 標準フォーマット使用)	送受信	データ伝送	月次	口座振替による 収納事務に必要なため

※対象銀行へデータ伝送を行う際に使用する回線は、本市または委託先(財団)が準備する光回線(閉域網)を利用することを原則とするが、本市と協議のうえ本市が認めた場合は、代替手段での方法を許容する。